

社会福祉法人朝霞地区福祉会一般競争入札心得書

(目的)

第1条 社会福祉法人朝霞地区福祉会が発注する売買契約に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、法令等に定めるもののほか、この心得書の定めるところによる。

(参加資格の取り消し)

第2条 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、入札参加者として不適格となった場合は、その参加を取り消す。

(入札参加の心構え)

第3条 入札参加者は、公告、入札心得書、契約書、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

(入札日時)

第4条 入札は、公告等で指示した日時及び場所において行う。ただし、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認められない。

(入札保証金)

第5条 入札保証金は免除する。

(入札金額)

第6条 入札書の記載金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額について記載する。

(入札場所への入室者数)

第7条 入札を執行する場所への入室は、1業者1人とする。

(委任状の提出)

第8条 入札参加者が代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第1号）を持参させなければならない。

(入札書)

第9条 入札書は様式第2号のとおりとし、封筒に封かんの上、入札しなければならない。

(入札書の撤回等)

第10条 入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

(入札の辞退)

第11条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。
この場合、入札を辞退する者は、様式第3号により入札辞退届を提出するものとする。
ただし、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第13条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
2 入札参加者の数が1人の場合であっても、入札を行うものとする。

(無効の入札)

第14条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
(1) 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
(2) 委任状を持参しない代理人が行った入札
(3) 記載すべき事項が記載されていない入札書、あるいは、記載した事項が誤字、脱字等により不明瞭である入札書による入札
(4) 記名押印を欠く入札書、押印された印影が明らかでない入札書による入札
(5) 入札書記載事項（金額を除く）の訂正、削除、加入等をした場合において、その訂正印のない入札
(6) 金額を訂正した入札書による入札
(7) 1人で2通以上の入札書を提出して行った入札
(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
(9) 明らかに連合によると認められる入札
(10) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札の方法)

第15条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

(落札者の決定)

第16条 落札者の決定は次のように行う。
(1) 落札者は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とする。
(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合、当該入札者は、くじを辞退す

ることはできない。

(3) (2)により落札者を決定したときは、その入札書に「くじを引いた結果落札した」旨を落札者に記載させ、記名押印させるものとする。

(4) 規定の入札回数を行っても落札者がいないときは、入札参加者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法によって契約を締結する場合がある。

(再度入札)

第17条 開札をした結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度、入札を行うものとする。

2 再度入札は、2回（初度入札を含め3回）までとする。

3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者に限る。

4 再度入札において、その前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札の条件に違反したものとみなし、無効とする。

(契約書等の提出)

第18条 落札者は、落札決定の日から7日以内に、仕様書その他必要な書類を添付し、記名押印の上、契約書を提出しなければならない。なお、当該期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

(契約保証金等)

第19条 落札者は、契約書を作成する場合には契約書の提出と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。